

## 市制施行100周年記念絵本制作業務委託仕様書

### 1 件名

市制施行100周年記念絵本制作業務

### 2 業務の目的

本業務は、市制施行100周年を記念して、本市の歴史や文化を子どもたちにわかりやすく楽しく読める絵本を制作し、故郷への誇りや愛着心を育むことを目的とする。

また、幅広い世代が、宇部市の歴史に親しみ、理解を深めていくことのできる絵本の制作を目指す。

### 3 業務の委託期間

契約日～令和7年3月31日

### 4 委託金額

7,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 5 基本方針

- (1) 宇部市の歴史について、子どもたち（小学3・4年生程度）にわかりやすく楽しく読める絵本を制作する。
- (2) 広く市民に親しまれ、郷土を愛する心を育む内容とするため、学識経験者や郷土史研究団体等から広く意見を聴取する。
- (3) 書籍として刊行するとともに、ウェブ上での公開も行う。
- (4) 本市の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮し制作する。

### 6 業務内容

- (1) 市制施行100周年記念絵本（以下「記念絵本」という。）の執筆・編集・デザインにかかわる業務
- (2) 絵本印刷・製本にかかわる業務
  - ア 基本仕様は次のとおりとする。
    - ・寸法 A4サイズ程度
    - ・枚数 48頁（イラスト20場面見開きで40頁＋資料編8頁）
    - ・色 フルカラー
    - ・形状
  - イ ストーリー・イラスト
    - ・ストーリー及びイラストについては、市制施行100周年記念絵本制作委員会（以下「委員会」という。）で提案された内容をできるだけ取り入れること。
  - ウ 作成部数は次のとおりとする。
    - ・作成部数 500部

- (3) 委員会が行う編集会議には受託者も出席することとし、2回以上は対面での参加とすること。それ以外の参加についてはウェブ上での参加も可能とする。  
なお、それに係る費用については、契約額に含まれるものとする。

## 7 資料の貸与及び返還

- (1) 業務の遂行上必要とされる場合、受注者に資料等を貸与する。
- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを貸与し、又は複製してはならない。
- (3) 貸与された資料は、業務終了後に、速やかに発注者へ返却すること。
- (4) 発注者が貸与する以外の業務に必要な資料は、受注者がその収集、整理等を行うものとし、発注者は業務の遂行に協力するものとする。

## 8 成果品

- (1) 段ボールに入れて梱包すること
- (2) 総合政策部市史編さん室が指定する箇所へ納品すること。
- (3) 納品物と同じ内容の電子データ（PDF形式及び印刷版下データとして使用できる形式）も納品すること。

## 9 業務に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、採択された提案内容に基づき、誠実な業務を実施すること。
- (2) 成果物の権利はすべて宇部市に帰属すること。
- (3) 本仕様書に定まる事項の他、委託業務の実施のために必要な事務が発生した場合には、委員会事務局との協議のもと、適切に遂行すること。
- (4) 契約の締結、委託業務の履行に関して必要な費用はすべて受託者の負担とする。
- (5) 委託事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。